

宋代の西行求法とその意義

間野 潜龍

中国人による西行求法は、三國時代に西域に向つた朱士行以來、陸續として跡を絶たなかつた。中國から西域もしくはインドに旅をする場合、砂漠をわたり、高山を越え、幾多の困難が前途に横たわつていたことは言うまでもないが、それをふみ越えて、はるばる幾千里の道を遠しとせず、求法の旅へと出立したのである。

そのような西行求法の實態については、古くは梁啓超が「千五百年前之中國留學生」（中國佛教研究所收）の中で詳細に述べており、また現代佛學（一九六四年第四期）にも、渠中の「西行求法」（中國佛教史話一）という一文が載せられている。ところでいづれの論述をみても、東晋の法顯や唐の玄奘・義淨に代表されるように、ほとんど魏晋南北朝から隋唐時代のことを擧げているのであるが、ただ唐以後のこととしては、特に宋代における繼業の事蹟にふれているのみであ

る。しかしこの繼業の西行求法が、それまでの西行求法と同じような事蹟として解釋していいだろうか。また繼業のみが宋代における西行求法者であろうか。こう考えてくると、その他の多くの先輩諸氏の論考の中には、行動等一百五十七人の西行求法についての論述がクローズアップされていることに思い至るのであるが、この兩者の關係については、未だ十分に検討したものがないように思われるので、改めてここに宋代の西行求法をとりあげてみたいと思う。

二

梁啓超らのいう繼業の西行求法についての記録は、范成大の吳船録（註）にみえる記載にもとづく。すなわちその一端をあげると、

繼業、姓王氏、耀州人、隸東京天壽院、乾德二年（九六四）、詔沙門三百人、入天竺、求舍利及貝多葉書、業預遣中、至開寶九年（九七六）始歸、（裝眉牛心）寺所藏涅槃經一函四十二卷、業於

每卷後分記西域行程……

ということであるが、ここでいま問題としたい點は、第一に乾德二年に沙門三百人に詔をくだして西行求法させたということに、繼業がいたこと、第二に開寶九年に歸朝したということである。

まず第一の點についてはどうか。とりわけ乾德二年という時期と、三百人という數字が問題である。すなわち宋の太祖が勅して西行求法させたという事柄は、他の記録によれば乾德四年になつてゐることである。たとえば釋氏稽古略卷四によれば、

乾德四年、詔秦涼既通、遣僧百人、往西域求佛經法。

とあり、また佛祖統紀卷四三には、

四年、詔秦涼既通、可遣僧往西竺求法。時沙門行動一百五十七人、應詔。所歷焉耆、龜茲、迦彌羅等國、並賜詔書、諭令遣人前導、仍各賜裝錢三萬。

とあつて、明らかに二年のずれがある。ところが繼業の乾德二年の記事と、後者の四年の記事とを比較検討した場合、全く無關係とは到底いえず、かえつて同一の事實を指しているものであると考えられる。とりわけ佛祖統紀の記載をみると、行動ら百五十七人が西行するにあたり、その歷過する國々に詔書を賜わり、前導せしめるというのであるから、それ以前にもし三百人もの人々が勅を受けて西行しているという

ことがあれば、このような記載にならなかつたであらう。とすれば、乾德二年がいいか、四年であるか、どちらかをとらねばならないことになる。

ところが乾德四年、行動らの西行求法には切り離せない前提があつた。すなわち佛祖統紀卷四三の乾德三年の條に、

滄州沙門道圓、遊五天竺往反十八年、及還偕于闐使者、至京師、獻佛舍利貝葉梵經、上召見便殿、問西土風俗、賜紫方袍罽幣。

とあり、また續資治通鑑長編卷六には、

乾德三年十一月、先是、沙門道圓、出遊西域二十餘年、於是與于闐朝貢使者得還、獻貝葉經及舍利、癸亥、上召見之、問其山川道路及風俗、一々能記上、上喜賜以紫衣及金幣。

といつて、乾德三年十一月に道圓なる沙門が、于闐の使者を伴なつて西域より歸つてきて、佛舍利や貝葉經典を獻上したこと、また太祖がその行程の山川風俗について詳しく聴取している事が知られるのである。もともとこの道圓と太祖とは舊知の關係だつたらしく、塚本善隆、貝塚茂樹兩博士の「山東旅行記」(東方學報京都第八冊)には、臨淄縣興國廣化禪寺について、「五代の間、宋の太祖が未だ布衣にして天下を徧遊せし時、此寺に至つて寺僧道圓と知り交契を結びしが、道圓は西方に求法し天竺にあること六年、乾德三年十二月登極間もない太祖の朝廷に于闐の朝貢使を伴い還り、梵經を奉り、また西域印度の地理風俗等を上聞して帝を喜ばせ、紫衣

を賜わり、また蓋國大師開府儀同三司食邑七千戸を賜わり、將來せし佛舍利を納める十二級の舍利塔を此地に建立し、興國寺と號する大寺となる。蓋し道圓は宋の太祖太宗朝廷の譯經その他の佛教事業開始の基を開いた人として逸すべからざる者である」といい、道圓の存在價值を高く評價しておられる。

このように太祖は道圓によつて西域やインド佛教の事情、道途の様子を知悉し、その上で翌年春に行動らを西行求法に立させたのである。しかもその事情を一層端的に物語る記録が、宋會要卷二〇〇にある。傳法院をのべた條に、

太祖乾德三年十二月、滄州僧道圓、詣西域、還表獻貝葉梵經四十二夾、道圓晋天福中、往在塗十二年、住天竺六年、還經于闐、與其使偕至太祖、召問所歷山川道里、賜紫衣器幣、館于京寺。四年三月僧行動等一百五十七人、請遊西域取經、各賜錢三萬、遣之。自是往取經者頗衆。

といい、道圓の歸朝と、行動らの西行求法が密接な因果關係を持つていることが理解されるのである。したがつて太祖が西行求法に多くの僧を出立させたのは當然乾德四年と解すべきであつて、繼業の記録にいうところの乾德二年は、あきらかに誤りであつたといわねばならない。また三百人という數字についても、すでに引用してきた幾つかの記録を比較検討すれば、おのずから行動ら一百五十七人という數字をとるの

が最も妥當であらうと思われるのである。

三

つぎに第二の點である開寶九年（九七六）に歸朝したということを考えてみよう。これは前と違つて、開寶九年という年代そのものに問題があるのではなく、それより六年後すなわち太平興國七年（九八二）に譯經院が設けられた事柄との關連について、特に注意を喚起したのである。

先に挙げた吳船錄によれば、繼業は階州（甘肅省武都縣）から塞外に出て西行し、伊吳・高昌・焉耆・于闐・疎勒・大石などを通り、インドの佛蹟を歴遊して、再び階州に還つたが、歸朝とともに參内して、將來せる梵夾の經文、舍利などを獻上している。ところがその梵經の獻上が、後の譯經院設立に重要な關係を持つてくるのである。

およそ當時における西方との佛教交流は、どんな様子であつたらうか。ころみに五代の初から主な事柄をひろつてみると次のようである。⁴

後梁太祖開平元年（九〇七）、泉州沙門知宣、往西竺求經、回詣關進辟支佛骨貝葉梵經。

同末帝貞明四年（九一八）、西天三藏鉢怛羅至蜀。

後周太祖廣順三年（九五三）、西印度國僧薩滿多等十六族來朝。

宋太祖建隆三年（九六二）、西域于闐國沙門善名七人來、詔館

於相國寺。

同年、十一月高昌國遣僧法淵、獻辟支佛牙玉器。

乾德三年（九六五）、十一月甘州回鶻可汗、遣僧獻佛牙寶器。

同年、十二月滄州沙門道圓、遊五天竺、往反十八年、及還偕

于闐使者、至京師、獻舍利貝葉梵經。

同四年（九六六）、詔可遣僧往西竺求法、時沙門行動一百五十

七人應詔。

開寶四年（九七一）、沙門建盛、自西竺還、詣闕進貝葉梵經、

同梵僧曼殊室利偕來。

同五年（九七二）、西天竺沙門可智、法見、眞理三人來朝。

同年、西天竺沙門蘇葛陀來、貢舍利文殊華。

同年、西天竺沙門彌羅等十四人來朝。

開寶六年（九七三）、中天竺三藏法天至、譯聖無量壽經七佛讚。

太宗太平興國元年（開寶九年、九七六）、繼業歸朝。

同二年（九七七）、西天竺沙門吉祥來、進貝葉梵經。

同三年（九七八）、開寶寺沙門繼從等、自西天還、獻梵經佛舍

利塔菩提樹葉孔雀尾拂。

同年、中天竺沙門鉢納摩來、獻佛舍利塔摩牛尾拂。

同五年（九八〇）、二月北天竺迦濕彌羅國三藏天息災、烏填曩

國三藏施護來。

同年、五月中天竺沙門護羅來、獻貝葉梵經。

同七年（九八二）、六月譯經院成。

宋代の西行求法とその意義（間野）

以上を通觀して知られることは、第一に五代五十餘年の間に、インドもしくは西域に沙門の出遊したことが甚だ少なく、また西方から沙門が來たという事件もごく稀であつたことである。第二に宋代になつて沙門の往來が急に多くなつたが、とくに乾德三年の道圓歸朝以來、貝葉梵經の將來が著しく増加したことは注目すべきことである。その梵經將來については、一つには西方沙門の來朝とともに入つて來たことと、二つには、行動をはじめとする西行求法者の持ち歸つたものが少なからずあつたことが知られる。牧田諦亮博士は「贊寧とその時代」（中國近世佛教史研究所收）の中で、乾德四年の行動求法をあげて、「以後毎歲多數の僧侶を西天に遣わしていることは、……宋室の佛教に對する信頼を窺い得る」といわれたが、毎歲多數の僧侶を遣わしたといふことは言ひすぎであるとしても、行動以來西行求法者が少なからずあつたことは推察されることである。すなわち開寶四年歸朝の建盛、開寶九年の繼業、太平興國三年の繼從らは、いづれもその西行求法の結果、梵經の將來を果したものであり、これが西方からの沙門來朝と相まつて、譯經院成立への大きな力となつたことを看過してはならない。こうしてみると、繼業の開寶九年の歸朝は、太祖の西行求法の勅命から、太宗の譯經院創設に至るまでの中間に位する時期であり、また太祖時代の佛教から太宗時代の佛教へのかけ橋としての役目を果した

ものと解釋してもいいのではなからうか。また牧田博士が前書の中で、「西天取經の行動等を始めとする多くのインド旅行の僧も、殆んど爾後の活動をきかない」といわれたが、建盛、繼業、繼從らは十分にその期待に應じたものであり、また譯經院成立以後にも、歸朝僧の梵經將來の事實がいくつも見出される。ただ必らずしも宋代の西行求法者が、法顯や玄奘のようにすぐれた譯經者でなかつたことは、この時代の西行求法の性格を示す一つの鍵であらう。ともあれ行動や繼業らの西行求法が、宋代の譯經事業における一つの前提として、その意義を高く評價する必要があるのではなからうか。

1 繼業の「西域行程」として、大日本佛教全書や大正新脩大藏經(第五十一卷)などに載せられているものは、この吳船録から抄出したものである。

2 なお、宋史卷二、宋史新編卷一九九、大宋僧史略などにも記事がある。また續資治通鑑長編卷七に、「乾德四年二月、僧行動等一百五十人、請遊西域、詔許之、仍賜錢三萬、遣行」とあり、二月としているが、これは後に擧げる宋會要卷二〇〇の記事によつて三月と解した方がよい。

3 ここで「出遊西域二十餘年」というが、佛祖統紀では十八年と書いている。これについては、後にあげる宋會要卷二〇〇の記載に従い、十八年をとるべきであらう。

4 以下主として佛祖統紀卷四十二、四十三に依つた。但し開平元年の條については宋高僧傳卷三十智宣傳參照。また廣順三年

の條は宋史新編卷一九九參照。建隆三年の善名等來朝は、宋史新編卷一九九によれば乾德三年のこととするが、ここでは佛祖統紀に従う。また乾德三年の回鶻可汗遣僧のことは、宋史卷二參照。

(昭和四十年度科學研究費各個研究の成果の一部である)

新刊紹介(七)

鈴木大拙編「梵文楞伽經梵漢藏索引」

(復刊叢書6) A5判 五〇〇頁 二、五〇〇圓

S. Yamaguchi: Madhyāntavibhagatikā

de Sthiramati

(復刊叢書7) B5變型判 三二八頁 一、五〇〇圓

山口 益譯註「安慧造中邊分別論釋疏」

(復刊叢書8) B5變型判 五三四頁 一、五〇〇圓

山口 益編「漢藏對照辯中邊論

附中邊分別論釋疏梵本索引」

(復刊叢書9) B5變型判 四二八頁 一、五〇〇圓

小野勝年「入唐求法巡禮行記の研究」第二卷

A5判 四八〇頁 三、〇〇〇圓

鈴木學術財團刊